

④ ④ こども政策課
(☎21-1211)

新婚生活を応援します！

新居の取得費用や引っ越し費用などを補助

結婚・出産・育児に希望を
持てる社会の実現に向けて、
結婚に伴う新生活のスタート
アップに必要な費用（新居の
住居費や引っ越し費用など）
を支援します。

補助対象費用

- ・ 住宅の取得費用
- ・ 住宅の賃借費用
- ・ 住宅のリフォーム費用
- ・ 新居への引っ越し費用

補助対象世帯

次の①から③全てに該当する
世帯または④に該当する世
帯が対象です。

- ① 令和7年1月1日から令和
8年3月31日の間に婚姻届
を受理された夫婦
- ② 夫婦ともに婚姻日の年齢が
39歳以下
- ③ 令和6年中の夫婦の所得を
合算した額が500万円未
満の世帯
- ④ 令和6年度にこの補助金の
交付決定額を受けた世帯で、
交付決定額が令和6年度の
補助金交付限度額に達しな
かった世帯

補助額

対象費用を合算した額

※上限額は、婚姻時の年齢が
夫婦ともに29歳以下の場合
60万円、それ以外は30万円
で、令和6年度にこの補助
金交付を受けた世帯は、令
和6年度の交付決定額を控
除した額

申請受付開始日

6月16日(月)

※予算がなくなり次第終了

必要書類、補助要件などの
詳細は、市ホームページをご
確認ください。



市ホームページ

④ ④ 福祉課
(☎21-1215)

保護司の活動を紹介します

7月1日は更生保護の日



地域の安全を守る「更生保護」

更生保護とは、罪を償い、
社会の一員として再出発しよ
うとする人を指導・援助する
ことで、立ち直りを支える取
り組みです。犯罪や非行の再
発を防ぎ、地域の安全を守る
ため、更生保護に取り組む人
たちの中に「保護司」がいま
す。

市内で37人の保護司が活動中

保護司とは、法務大臣から
委嘱された無給の民間ボラン
ティアです。主に次の活動を
行っています。

- ・ 犯罪や非行予防のための
「社会を明るくする運動」
などの地域活動

- ・ 立ち直りのための保護観察
や生活環境の調整

掛川市地区保護司会では、
保護司を募集しています。
熱意を持って活動していただ
ける方をお待ちしています。

社会を明るくするために できることから

犯罪や非行のない地域をつ
くるために、一人ひとりが
『自分なら何ができるか』を
考え『できることから始め
る』きっかけをつくることを
目指しています。

掛川城ライトアップと 音楽鑑賞の夕べを開催

* 掛川城を更生保護のシンボ
ルカラー・黄色でライ
トアップします。

7月1日(火)～14日(月)

* 鑑賞の夕べを開催します

7月11日(金)午後7時から
大日本報徳社大講堂で掛川
市民オーケストラによる弦
楽四重奏の生演奏をお楽し
みください

(入場・無料申込不要)